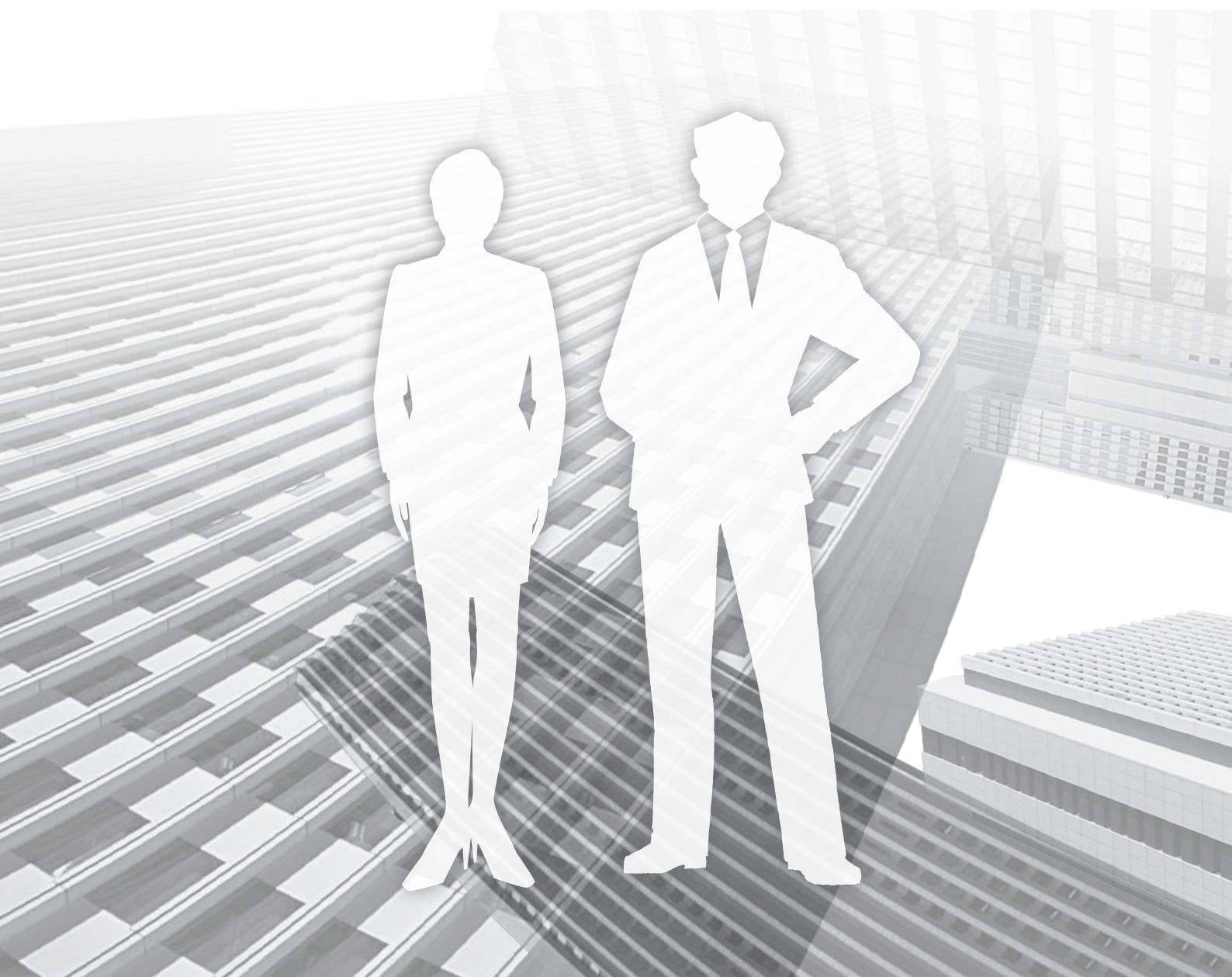


大阪会場

登壇者プロフィール



第1部 シンポジウム「外国人と人権 ～違いを認め、共に生きる～」



パネリスト

宮島 喬 (みやじま・たかし)

お茶の水女子大学名誉教授
法政大学大原社会問題研究所客員研究員

1973年よりお茶の水女子大学助教授、同教授、立教大学教授、法政大学大学院社会学研究科教授を経てお茶の水女子大学名誉教授。専門は社会学。

エミール・デュルケム（フランスの社会学者）を中心としたフランス社会学研究者として出発し、1990年頃からは、ヨーロッパ諸国におけるナショナル・マイノリティと移民に関する研究を進めている。とりわけ、カタルーニア、オクシタニー、南ティロルなどの住民の言語・文化運動、そして移民問題については、フランスにおけるマグレブ系、ブラックアフリカ系移民の第二世代の教育、就労、社会参加に焦点をあてている。

また、その知見から日本の移民問題についても発言しており、神奈川県、川崎市等で多文化共生のための提言を行っている。

【著書等】

- 『デュルケム社会理論の研究』（東京大学出版会1977年）
- 『現代フランスと社会学——社会構造と社会理論の変容』（木鐸社1979年）
- 『デュルケム自殺論』（有斐閣1979年）
- 『現代社会意識論』（日本評論社1983年）
- 『デュルケム理論と現代』（東京大学出版会1987年）
- 『デュルケム「自殺論」を読む』（岩波書店1989年）
- 『外国人労働者迎え入れの論理——先進社会のジレンマのなかで』（明石書店1989年）
- 『ひとつのヨーロッパいくつものヨーロッパ——周辺の視点から』（東京大学出版会1992年）
- 『外国人労働者と日本社会』（明石書店1993年）
- 『文化的再生産の社会学——ブルデュー理論からの展開』（藤原書店1994年）
- 『ヨーロッパ社会の試練——統合のなかの民族・地域問題』（東京大学出版会1997年）
- 『文化と不平等——社会学的アプローチ』（有斐閣1999年）
- 『共に生きられる日本へ——外国人施策とその課題』（有斐閣2003年）
- 『ヨーロッパ市民の誕生——開かれたシティズンシップへ』（岩波書店【岩波新書】2004年）
- 『移民社会フランスの危機』（岩波書店2006年）
- 『多文化であることとは——新しい市民社会の条件』（岩波書店2014年）
- 『外国人の子どもの教育——就学の現状と教育を受ける権利』（東京大学出版会2014年）ほか多数

○法政大学大原社会問題研究所 <http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/>



パネリスト

松本 ファン アルベルト (まつもと・ふあん・あるべると)

合資会社アイデア・ネットワーク代表取締役

アルゼンチン共和国ブエノスアイレスのサルバドル大学で非常勤講師等経験後、1990年に国費留学生として来日（筑波大学では研修生）。横浜国立大学大学院で国際経済法学の修士号を取得。

その後、渉外法務等専門の翻訳会社アイデア・ネットワークを設立（1997年）。

行政の相談機関で9年間外国人相談員として活動し、県や市の諮問機関の委員等を歴任。

スペイン語情報誌「MUSASHI」を2001年に創刊（2010年 廃刊）。

法廷通訳（刑事、民事、家事）、放送通訳（NHK-TVE スペイン放送）スペイン語講師（イスパニカ、日西翻訳研究塾等）。

現在、神奈川大学スペイン語学科で「ビジネス・スペイン語」及び静岡県立大学国際関係学部で「スペイン語Ⅳ-A,B」と「スペイン語表現法Ⅱ-A,B」の非常勤講師。

在日ラティーノコミュニティのスペイン語雑誌「Mercado Latino」、
「Latin-a」、「Discover Nikkei（全米日系博物館 JANM）」等の専属コラムニスト。

日本ラテンアメリカ学会、日本通訳翻訳学会、日本スペイン法研究会、CEDELA-ラ米実務法研究会、（財）法人神奈川県国際交流協会会員、（社）ラテンアメリカ協会会員、一般公益法人海外日系人協会（2012から評議員）、（社）神奈川法人会会員。

◇外国籍県民かながわ会議委員（1998年11月から2年の任期、県知事委嘱の諮問機関）

社会生活部会 部長1999年10月末中間報告を知事に提出

◇NPO-神奈川県外国人すまいサポートセンター元理事。賛助会員

◇神奈川県「住宅政策懇話会」委員（2001年／2002年）

◇横浜市「よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会」委員（2003年～2006年）

◇外務省領事局外国人課「外国人の受入と社会統合のための国際ワークショップ」委員（2009年／2010年）

【著書等】

『暮らしの日本語 指さし会話帳—スペイン語版』（情報センター出版局2009年）

『地球時代の多文化共生の諸相～人が繋ぐ国際関係』（行路社2009年）ほか多数

○合資会社アイデア・ネットワーク <http://www.ideamatsu.com>



パネリスト

加藤 紀恵 (かとう・のりえ)

特定非営利活動法人国際交流ハーティ港南台会長

国際交流ハーティ港南台は、1992年に36名の有志が集まってHeartfulな心で外国人に接し共に生きてゆきたいという思いで設立。ますます増加しつつある外国人居住者が安心して住める街になるように、日本語教室の開催、生活のための情報提供、生活支援活動などを行い、在住外国人たちからは外国の生活や文化、歴史を学び相互理解と友好親善を深めるため様々な交流活動を行っている。また、多方面で活用されている多言語医療問診票の作成、フィリピンの子どもたちの教育、医療支援、図書館、DVシェルターの建設も行っている。

- 特定非営利活動法人国際交流ハーティ港南台
<http://hearty-npo.sakura.ne.jp/>
- 多言語医療問診票 <http://www.kifjp.org/medical/>



コーディネーター

荒牧 重人 (あらまき・しげと)

山梨学院大学大学院法務研究科（法科大学院）長、教授
子どもの権利条約総合研究所副代表

大学院では、「憲法」「子どもと法」などの講義を担当。国際人権規約や子どもの権利条約などの国際的な人権基準をふまえながら、国際社会と日本社会の相互補完的な人権保障のあり方やしくみを研究している。NPO法人／国連NGO「子どもの権利条約総合研究所」の副代表として、子どもの権利条約についての総合的かつ実践的な研究の進展をめざしている。また、松本市「子どもにやさしいまちづくり委員会」（会長）、『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム』の開催（実行委員長）、人権や教育関係の研修などを通じて、自治体における子ども施策や人権政策の発展に少しでも寄与したいと活動している。また、「社会権規約NGOレポート連絡会議」や「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」の責任者として、人権条約の実施と普及に向け、NGOレポートづくり、NGO間の連絡調整、人権条約委員会への働きかけなどにあたっている。

【著書等】

- 『国際社会から見た日本の社会権』（編著 現代人文社2002年）
- 『逐条解説 子どもの権利条約』（編著 日本評論社2009年）
- 『子どもにやさしいまちづくり』第1集 第2集（編著 日本評論社2013年）
- 『子どもの権利条約から見た日本の子ども』（編著 現代人文社2011年）
- 『子どもの権利——アジアと日本』（編著 三省堂2013年）
- 『戦後政治と日本国憲法』（共著 三省堂1996年）
- 『憲法と教育人権』（共著 日本評論社2006年）
- 『わたしの人権 みんなの人権』（全6巻 監修 ポプラ社2004年）

ほか多数

- 山梨学院大学大学院 <http://www.ygu.ac.jp/yggs/houka/>
- 子どもの権利条約総合研究所 http://homepage2.nifty.com/npo_crc/
- 子どもの権利条約ネットワーク（NCRC） <http://www.ncrc.jp>

第2部 トークショー／講演



ロバート キャンベル

日本文学研究者
東京大学大学院教授

近世・近代日本文学が専門で、とくに19世紀（江戸後期～明治前半）の漢文学と、漢文学と関連の深い文芸ジャンル、芸術、メディア、思想などに関心を寄せている。テレビでMC やニュース・コメンテーター等をつとめる一方、新聞雑誌連載、書評、ラジオ番組出演など、さまざまなメディアで活躍中。

ニューヨーク市生まれ。

1985年に九州大学文学部研究生として来日。同学部専任講師（1987年、国語国文学研究室）、国立・国文学研究資料館助教授（1995年）を経て、2000年に東京大学大学院総合文化研究科助教授に就任（比較文学比較文化コース〔大学院〕、学際日本文化論〔教養学部後期課程〕、国文・漢文学部会（同学部前期課程）担当）。2007年から現職。

【著書等】

『ロバート キャンベルの小説家神髄——現代作家6人との対話』（NHK出版2012年）

『読むことのカ——東大駒場連続講義』（講談社2004年）

『海外見聞集（新日本古典文学大系 明治編）』（岩波書店2009年）

『漢文小説集（新日本古典文学大系 明治編 3）』（岩波書店2005年）

『江戸の声——黒木文庫でみる音楽と演劇の世界』（駒場美術博物館2006年）

『Jブンガク——英語で出会い、日本語を味わう名作50』（東京大学出版会2010年）

「電子版黒木文庫」 ほか多数

○ロバート キャンベル公式サイト <http://robertcampbell.jp/>

○東京大学教養学部 電子版黒木文庫
<http://kuroki.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>

大阪会場

レジュメ



日本に生きる外国人と共生の課題

宮島 喬

歴史をふりかえって

ヴェルサイユ講和会議で「人種差別撤廃」のチャンピオンだった日本
英米は賛同せず 中国は消極的に賛成
アメリカの排日移民法（1924年）に傷つき、痛憤した日本人
しかし、前年関東大震災のなかでは自警団の行動があった
今、外国人受け入れ国となり、これらの記憶、反省をどう生かすか

日本に生きる外国人は今・・・

207万人弱（2013年末） 人口の1.7% しかし15～64歳人口に対しては2.1%
外国にルーツをもつ日本人は
・日本国籍を取得した元外国人 推定で30万人
・親の一人が外国人である人 推定4～50万人
外国にルーツをもつ人々は300万人に上る

定住し生きる外国人が半数を占める

永住者50%、定住者7%、日本人の配偶者等7%、その他36%
一時滞在者ではなく、職場の同僚に、町内の隣人に、共に学ぶクラスメートに
彼らの実質的に支えている労働分野も生まれている
高齢社会・人口減少社会へ 医療、看護、介護で働く外国人の一層の受け入れ

法の下での平等

憲法11条（基本的人権）、14条（法の下での平等）、
権利性質説：「基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象とすると解されるものを除き、在住外国人にも等しく及ぶ。」（最高裁、傍点宮島）
地方自治法、社会保障諸法では内外人平等の考えが基調
しかし法に示されない制限もある：職業選択の自由（憲法22条）と外国人

共生をめざして—同じ人間として、市民として

市を挙げて外国人の子どもの教育支援に取り組むT市
「多文化共生社会推進指針」を制定したK市
多くの支援NGOでは日本人と外国人が共にボランティアとして活動
数知れない個人の行動—新大久保駅で転落客を救おうとした李秀賢さん、など

多文化共生という課題

「国籍、民族などの異なる人々が、互いの**文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら**地域社会成員として共に生きること」（多文化共生に関する研究会）
文化の違いを認めるとは？

同じ人間である以上、異なる文化でも理解可能であることが多い
しかし文化慣行には、理解できても、受け入れがたいものもある
“なぜ年休を取り残すのか” “なぜ5時になっても社員は退社しないのか” など
また、宗教の軽視、無理解 →外国人には人権問題と感じられることもある
「決まりだから」で片づけず、対話を行う 不合理な文化コードは変える

文化の理解、そして承認へ

単に理解するだけでなく、尊重し、承認する (recognize)

例えば母語や母文化を教える外国人学校を認可し、補助をする

欧米では宗教に関連した承認要求が多く、しばしば移民・外国人との共生のカギに
しかし人権や男女平等に反するとみられる文化をめぐる場合は、議論 →解決

日本人と外国人は対等か？

「**対等な関係を築きながら**」というが、日本人と外国人の地位は対等にほど遠い
多文化共生とは、文化を認め合うことだけに尽きない

マイノリティとしての外国人

- ・非正規雇用、派遣労働が多い 永住外国人でも就職の道は平等に開かれていず
- ・福祉や教育の制度を十分利用できない (日本語のハンディ)
- ・経済不況、災害などの際、外国人は「弱者」になりやすい

対等に働き、共に生きるために

日本語の習得の支援、職業訓練を進める 西欧では国費 (無料) で言語教育
就職の国籍差別をなくすよう企業への啓発、法律整備

二世 [子どもたち] の高校以上への進学を支援する

機会の平等だけでなく、ポジティブアクションへ

多文化共生で問われる人権とは

「人権」の生命をなすのは普遍性: 国籍、文化、肌の色にかかわらず人間であるかぎり生存、自由、
人間的尊厳が守られるべきとする考え方

同国人への関心・同情、しかし外国人には距離 日本人の難民への関心の低さ、
人権尊重への第一歩は、属性によりあらかじめ人を判断するのをやめること
アメリカやカナダも過去に誤りを犯している

"人"として知り、友人になり、「同じ人間であること」を見出すこと

知ること、理解することの大切さ、欠けている教育

子どもや若者の認識の空白 「なぜここにはインドシナ系が沢山住んでいるの？」

外国人の置かれている境遇や来日の背景を意外に知らない 学校でも教えず

ヨーロッパ各国で行われている「市民性」(シティズンシップ) 教育に学ぶ

「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」

パネリスト:アルベルト松本 発表用レジュメ(20分)

「違いを付加価値にする」

○ 移民国家アルゼンチンで外国人子弟（日系二世）として違いを主張

南米は、基本的に同化を前提に社会統合を目指してきた社会である。

■国籍取得は、権利でもあるが大きな義務でもある（出生地主義）。

独自のアイデンティティーと特徴を最大の武器にして、共存を模索する。

■差別対策になる試みでもある。誤解を解くための手段でもある。

実は、みんなが違いを持っている社会である。

■違いを付加価値にすることで尊敬を得る。

○ 移民国家でない日本で外国人（アルゼンチン人）として違いを主張

社会の仕組みやしきたりを知ることで、違いをアピールできる。

■自分は日本人だが、でも外国人であると認識している。

中途半端なアイデンティティーでは、日本社会でも認められない。

■違いを認められるには、違いが社会のプラスになることをアピールする。

共に生きるには、やはり日本側も世界の多様性をもっと知る必要がある。

■日本の違いも付加価値だが、外国の違いも付加価値である。

アルベルト松本 Alberto Matsumoto

<http://www.ideamatsu.com>

<https://www.facebook.com/alberto.matsumoto>

<http://www.discovernikkei.org/en/journal/authors/matsumoto-alberto/>

NPO法人 国際交流ハーティ港南台



<http://hearty-npo.sakura.ne.jp/>

平成26年11月15日

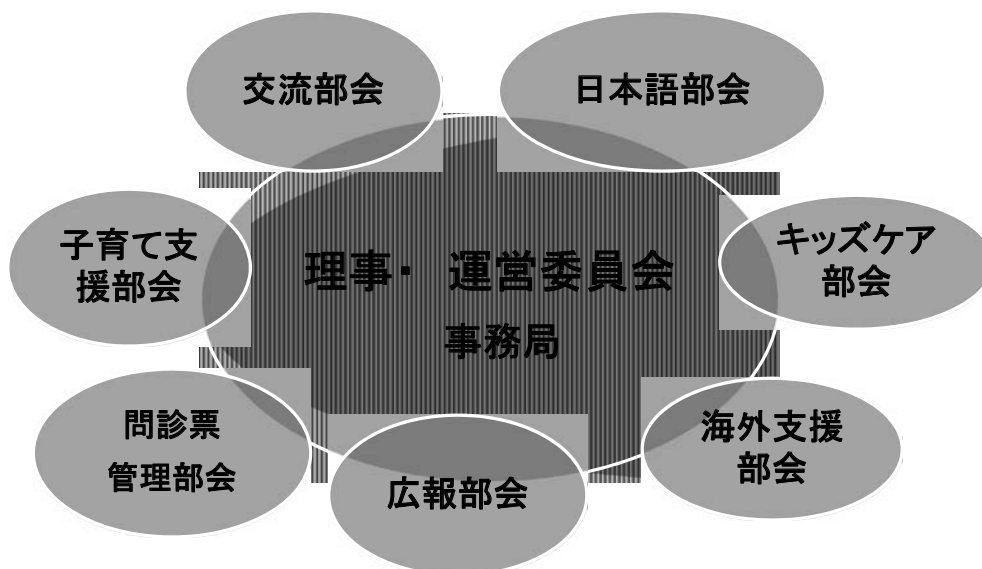
1

活動のミッション

国際交流と相互理解
情報提供とボランティア活動
多文化共生社会の実現を目指す

2

組織図



3

多言語医療問診票の作成

- ① 1995年済生会横浜南部病院の問診票10科目の翻訳開始
- ② 1998年4言語の翻訳完成
- ③ 1999年7言語を追加
- ④ 2000年10診療科目・11言語の翻訳完成
神奈川県国際交流財団と協働でホームページの作成開始
- ⑤ 2001年神奈川県国際交流財団のホームページに無料で公開
- ⑥ 2002年4言語追加、17言語が完成

4

⑦ 2013年かながわ国際交流財団と協働で全面的な改訂作業実施
 ネパール語の追加で18言語に、診療科目は精神科を追加し11科目となった

5

日本語教室

学習日: 毎週金曜日の午前10:00~12:00

対象: 誰でも受け入れていますが、地域在住の若い子ども連れのお母さんたちの受け入れが特徴で、学習中の託児があります。

対話: ゼロビギナーの人も対話に参加し、自分の意見を発表し、コミュニケーション力をつけます。

読み書き: 漢字の読み書きも指導します。



教室風景



対話の時間



港南国際交流ラウンジスピーチ大会出場



～外国人もスタッフとして～

加藤マリアナ

1. 私にとってのハーティ

- ・ 心あたたかい場所
- ・ 子ども連れでも通いやすい場所
- ・ 家族のような場所

2. 私も日本語ボランティア

- ・ 日本語のスタッフとして
- ・ 運転免許のテキストの勉強
- ・ 対話時間のグループリーダーとして

交流部会



11

1. 日本人と在住外国人の距離を縮めるにはお互いどのような視点が必要か

- ・違いを認め合う
- ・みんな違ってみんないい。(金子みすずの詩より)
- ・政治問題には敢えて立ち入らない
- ・困っていることに手を差し伸べる
- ・多言語医療問診票の作成(病気になった時困らないように)
- ・日本語の習得に協力(託児付き日本語教室の開催)
- ・白人だけが外国人ではない。外見の似ているアジアの国の人たちも外国人であることを認識し習慣の違いなどを理解すべき

12

2. 在住外国人が日本の文化のどの点に戸惑っているのか

- ・お役所や銀行の書類が難解。英語、ひらがな表記も併用すればどうか
- ・災害時の多言語情報は必要、しかしある程度日本語を学んだ外国人なら優しい日本語で書けば理解できる
- ・EPAで東南アジアからやって来る介護士や看護師候補生が受験するには国家試験問題で使われている言葉はあまりに難解で現実離れしていないか
- ・公共乗り物の行先表示の多言語化、もしくはやさしい日本語化

13

3. 活動を通して経験から感じたこと

- ・地域在住の外国人が日本の多様な側面、伝統や文化、習慣やしきたり、歴史を理解し、悩みや将来への期待等をきちんと伝えるためには日本語能力を身につけることは必須である。国はそのために積極的に努力すべきである。
- ・JRの駅名はローマ字、ハングルが採用されている。東京の地下鉄の行先も英語、中国語、韓国語で表示されている。最近横浜市のバスの行先がひらがな表示されているのを見た。多言語での表示には限界があるのでひらがな表示は良いと思う。
- ・厚生労働省は外国からの介護士や看護師の受け入れは労働力不足からではないと言っているが、高齢者の人口増に対し若年層の人口減は事実であり受け入れに積極的にならざるを得ないのではないか。そのためには資格試験の内容の検討又は外国人としての資格を別に設けるべきではないか。

14